

愛知県の地方機関で必要となる物品 の調達について

1 はじめに

愛知県の地方機関の物品調達事務については、契約の事務を会計局調達課の調達第二・第三・第四グループにおいて行っています。

対象となる契約等につきましては、以下のとおりです。

2 対象

(1) 対象となる契約

物品の購入契約

ただし、各地方機関で直接調達するものもあります。

(直接調達する主なもの：動物、医療用医薬品、種苗、飼料、燃料、花、食料品(備蓄・保存用を除く)、写真現像焼付、ゴム印、図書、定期刊行物(雑誌、新聞)、郵便切手、印刷物など)

(2) 対象となる地方機関(参照：別紙1「対象地方機関一覧表」)

県立学校を含むすべての地方機関を対象とします。(ただし、警察本部の地方機関は除きます。企業庁、病院事業庁の地方機関については、単価契約のみとします。)

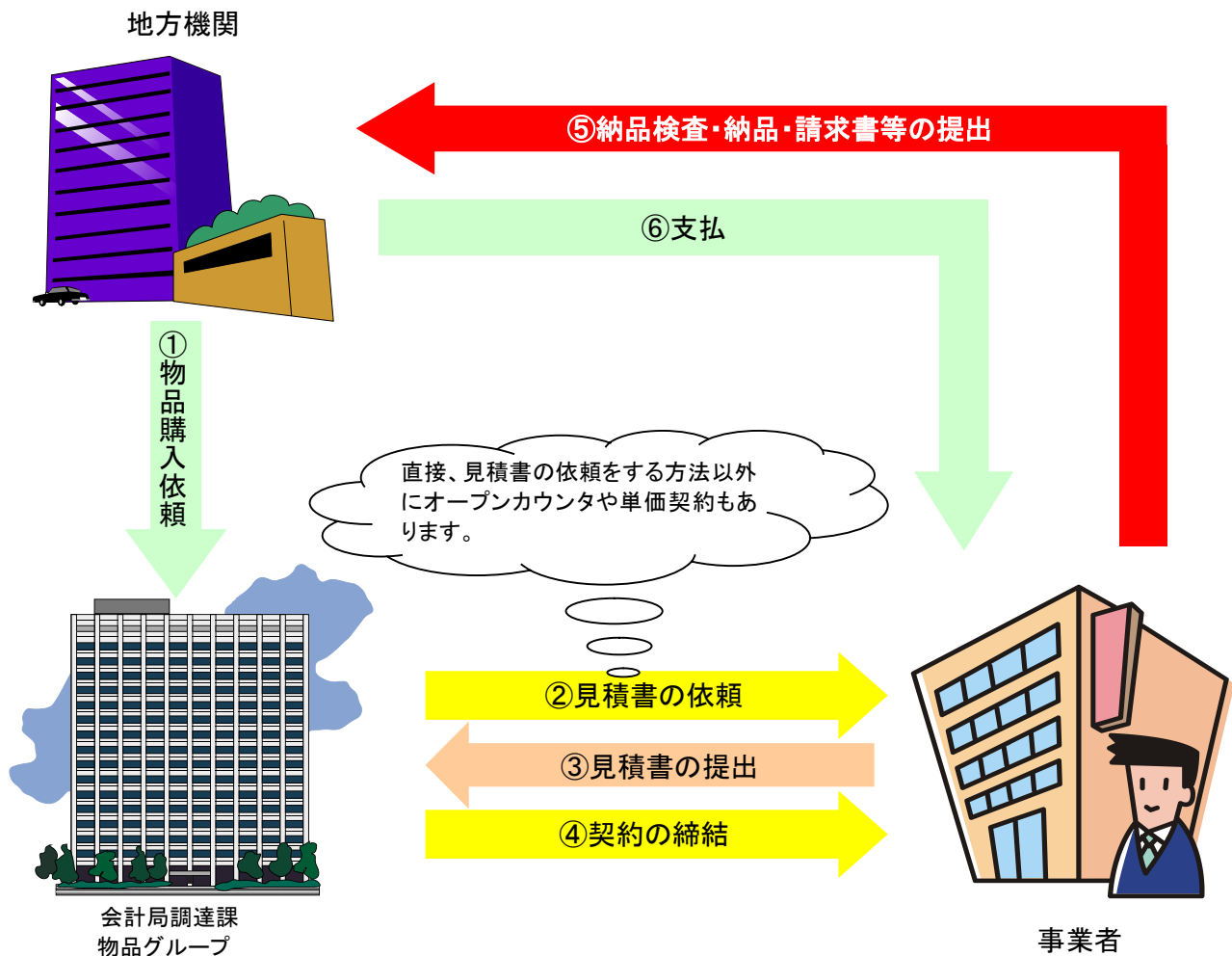
3 調達事務等の所管

以下の各調達グループで契約事務を行います。

グループ名	所管地区	連絡先	対象地方機関所在地
(県立学校等以外の地方機関) 調達第二グループ (単価契約) (県立学校等) 調達第三グループ	尾張地区	052-954-6646 (ダイヤルイン) 052-954-6651 (ダイヤルイン)	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
(県立学校等以外の地方機関) 調達第二グループ (単価契約) 調達第三グループ (県立学校等) 調達第四グループ	西三河地区	052-954-6646 (ダイヤルイン) 052-954-6651 (ダイヤルイン) 052-954-6639 (ダイヤルイン)	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
(県立学校等以外の地方機関) 調達第二グループ (単価契約) 調達第三グループ (県立学校等) 調達第四グループ	東三河地区	052-954-6646 (ダイヤルイン) 052-954-6651 (ダイヤルイン) 052-954-6639 (ダイヤルイン)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

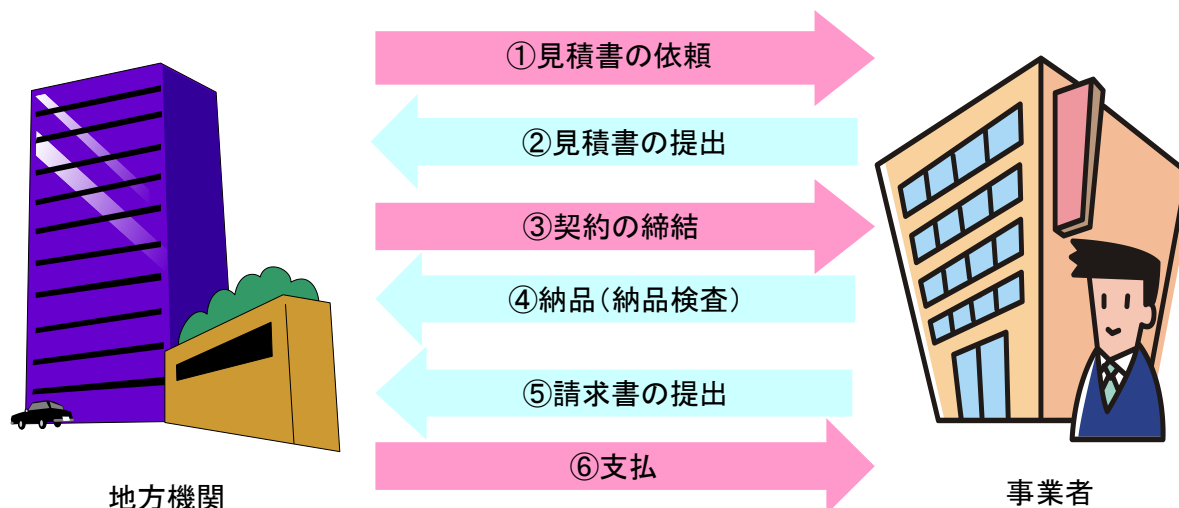
※東京事務所の所管は調達第二グループです。

4 物品調達の流れ



- ① 地方機関は、各地方機関を所管する会計局調達課の各調達グループへ物品購入依頼書を提出します。
- ② 各調達グループは、事業者へ見積依頼書により見積を依頼します。
- ③ 事業者は、見積書を依頼のあった各調達グループへ提出します。
- ④ 各調達グループは、見積競争等により事業者を決定し、「発注書兼請求書」を送付します。（契約の締結）
- ⑤ 事業者は、納期までに納入場所である地方機関へ、物品と「発注書兼請求書」及び「納品書」（事業者が作成）を持参し、納品検査を受け、合格後に納品し、「発注書兼請求書」及び「納品書」を提出します。
- ⑥ 地方機関は、物品代金の支払いをします。

〈参考〉 直接調達の場合



- ① 地方機関は、事業者へ見積依頼書により見積を依頼します。
- ② 事業者は、見積書を依頼のあった地方機関へ提出します。
- ③ 地方機関は、見積競争等により事業者を決定し、「注文書兼請求書」を送付します。
(契約の締結)
- ④ 事業者は、納期までに納入場所である地方機関へ、物品と「注文書兼請求書」及び「納品書」(事業者が作成)を持参し、納品検査を受け、合格後に納品します。
- ⑤ 事業者は、地方機関に「注文書兼請求書」を提出します。
- ⑥ 地方機関は、物品代金の支払いをします。

5 契約方法

地域活性化のため地方機関と取引のある事業者の方の受注機会確保に努めます。

(1) 通常の見積競争

3万円未満：原則として1者から見積書を徴取します。

3万円以上：2者以上から見積書を徴取します。

(2) オープンカウンタ（公開見積競争）

インターネット上の「あいち電子調達共同システム（物品等）」に見積競争案件を掲示し、一定期間内にシステムを使用して見積書を提出していただくもので、県は予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者と契約を締結します。

○オープンカウンタの対象となる案件

1件が3万円以上100万円未満（ただし、複数の地方機関を取りまとめて発注する共通物品及び共同調達物品については、1件が3万円以上160万円以下、製造請負にあつては1件3万円以上250万円以下）のもので、下記の営業種目に該当するもの。

営業種目（別紙2：業務分類一覧表）

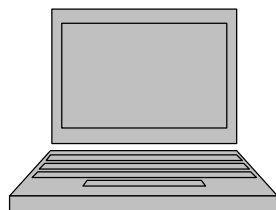
「荒物・雑貨」、「薬品・試薬・農薬」、「医療・理化学・計測機器」、「農業・園芸用品」、「映像・音楽用品」、「紙・紙製品」、「看板・旗・標識・徽章」、「機械・器具」、「写真機器」、「自動車・自転車（※）」、「警察用品・消防防災用品」、「食料品」、「スポーツ用品」、「繊維製品」、「寝具・室内装飾・家具」、「資材・素材」、「厨房機器」、「ガス器具」、「電気製品」、「通信機器」、「電算機器」、「文房具・事務用機器」、「時計・貴金属・眼鏡」、「学校教材等」、「贈答用品」

※「自動車・自転車」については、小分類「自動車部品」、「自転車・自転車部品」、「遊戯用自転車」、「その他」のみ対象となります。

○オープンカウンタの参加資格要件は、次のとおりです。

- ・原則、当該案件の属するエリア内に本店を有する者。
- ・愛知県入札参加資格者名簿（物品の製造等）に該当案件の営業種目で登録がある者。
- ・原則、オープンカウンタの対象とする地区（尾張、西三河又は東三河）に、県との契約窓口として登録した契約営業所（本店（本社）又は、支店（営業所））がある者。

※契約営業所がない場合は、「オープンカウンタ参加事業所申請書」を提出し、承認を得ていること。



注：オープンカウンタは、
電子入札と異なり、ICカード
は必要ありません！

※詳しくは、別紙「地方機関を対象としたオープンカウンタ（電子）の実施について」を参照ください。

(3) 単価契約

契約単価を定め、一定の期間内に供給を受けた数量に応じて金額を支払うことを内容とする契約を単価契約といいます。

原則として、一定の地区ごとに分けて契約を行います。(品目：P P C再生紙等)

●愛知県入札参加資格者名簿（物品等）への登録のお願い●

オープンカウンタに参加するには、愛知県入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登録されている必要があります。

令和6・7年度の名簿に登録がされていない場合は、令和6年4月1日(月)から令和8年2月16日(月)（土・日曜日、祝日は除く）まで随時受付を行っていますので、インターネットで手続を行ってください。なお、原則として毎月15日までに審査が完了した場合に翌月1日付けで名簿登載されます。

詳細は、次のホームページを参照してください。

（令和6・7年度入札参加資格審査申請（物品等）の随時受付のご案内）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/shinsei0607.html>

（あいち電子調達共同システム（物品等））

<https://www.buppin.e-aichi.jp/>

6 納品及び納品検査について

事業者は、物品購入の契約を締結後、納期限までに納入場所（地方機関等）へ物品を直接納品してください。

「発注書兼請求書」（県様式）及び「納品書」（任意様式）を納入物品とともに持参し、地方機関が行う納品検査に合格した後に、納品していただきます。

納品検査の方法は、地方機関の任意とし、主に数量及び発注書のメーカー名、型番等と納入物品に表示されているメーカー名、型番等を確認します。必要に応じて、メーカー発行の仕様明細書または証明書等の書類の提出を求める場合があります。

7 照会先

(1) ご不明な点などは、各調達グループにお問い合わせください。

(2) 今後の情報については、県のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000025749.html>